量刑事情と評価方向

「刑を重くする事情の不存在」に関するドイツの議論-

林 美月子

目 次

はじめに

大法廷決定以前のドイツの判例

大法廷決定

説

結 語 規範的通常事例と統計的通常事例

六五四三二

はじめに

刑の限界を越える等の不当な法的前提から量刑したときにのみ上訴は可能だとされてきた。量刑の内容については上 従来、 ドイツでは量刑は事実問題として捉えられ、基本的には事実審裁判官の裁量に任され、 事実審裁判官が法定

裁判官 訴 実審裁判官の裁量に任せられるとする裁量説もこの裁量は法的に拘束された裁量であるとし、 訴 ĥ 定には反しな得ないこと、さらに、 はできなかっ れるようになった。 O) 範囲 の量刑 を次第に拡張 を上訴審で再検討する道が拓 たとされる。 現在では、 し、完全で矛盾の しかし、一九四 量刑は基本的 矛盾や思考上の誤りなしに量刑事実を評 ない かれた。 量刑理 五年以後は、 に事実問題というよりも法適用であるとする見解もみられ、 すなわち、 由 0 説明を求めているとされる。 とくに、 量刑は一定の態度の評価についての立法者の 占領法による過酷な刑罰 価し、 衡量する必要があること等が認 そこでこの拘束の 0 禁止 裁量説に との たっつ 関 範囲や法適 係 基本的 剕 量 ~ 刑は 事 例も上 実 事

とされる範囲が問題となる。 刑 刑 0 価 量 を 刑 評 についてはどうであろうか。 法四六条の 本稿で検討しようとする個 事情 軽 価方向を決定することはしなかった。 くする方向で考慮されるのである。 が考慮されるの 量 刑 の一般規定から上位原則を明らかにし、そこから評価方向を決めるのである。(4) かによっ Z ドイツでは現行刑法の立法過程で議論はあっ 0) て評価方向は全く異なってくるという意見が強く、 量刑事情の評価 しかし、 例えば酩酊は交通犯罪では刑を重くする方向で考慮されるが、 方向、 事実審裁判官は評価方向を全くの裁量によって決めるのではなく、 すなわち、 個 Z 0 量刑 たものの、 事情が刑を重くするか軽くするか 刑法典において個 どのような行為につい Z の量刑 侮辱罪 てその では 事情 0

る。 に具体的な刑を決定するが、 完全な量 また、 条三項一 刑ではまず、 刑理 実体法的観 号は量刑 由 量刑 かい が求められる。 点 理 事実を確定し、 からは、 由 の真実性を保障 このどれもが法適用である。(5) このようにして要求された量刑理由 事実審裁判官がどのようにして具体的な刑に至っ 右のような評価方向を決め、 Ļ 上訴 を可 能にするとい 但し、 その上訴可能性には差がある。 行為者に有利な事情と不利な事情を衡量 う訴訟 から上訴審において審 法 的 観点か たかを明らかにさせるために ら量 刑理 査可能なも 由 F イツ刑事 0 提 示を求 0 0 みが 訴 訟法二 めて 正し 上訴 最後

いる。

事実が事実審裁判官によって量刑理由に明確に示されている限り、 ができなければならない。 対象になり得ることになるのである。すなわち、 個々の量刑事情の評価方向は量刑の一般規定やその他の規定から導かれ得るとされ、 直接の 口頭弁論による公判なしに、上訴審で審査し、 上訴審で審査可能であり、 上訴ができるとされて 正しい 量刑 処理

例 情の不存在は刑を軽くするものと評価してはならないという原則である。以下ではこの原則についてのドイツの判 価方向も決まる場合が多いのであろう。しかし、それ以外の場合にはどのように判断されるのだろうか。この点につ(9) ろうか。もちろん、例えば、被害者の責任の様に、多くの場合には個々の事情の量刑関連性が肯定されれば直ちに評 いて再考の機会を与えたのが、刑を軽くする事情の不存在は刑を重くするものと評価してはならず、刑を重くする事 それでは、実際に、 学説の見解を紹介し・検討し、 量刑の一般原則等に照らして個々の量刑事情の評価方向を決定するとはどのようなことなのだ 個々の量刑事情の評価がどのような形で可能なのかを探ってみたい。

- 1 1974, S. 2ff.; Bruns, Das Recht der Strafzumessung, 2. Aufl., 1985 S. 304ff. Schmidt, Der Revisionrichter als Tatrichter, ZStW Bd. 85 (1973), S. 360ff., S. 392; Bruns, Strafzumessungsrecht, 2. Aufl.,
- 2 Maurach/Gössel/Zipf, Strafrecht Allgemeiner Teil, Teilband 2, 6. Aufl., 1984, § 63III Rdn. 187ff.
- 3 Bruns, Das Recht der Strafzumessung, S. 243ff.; Frish, Revisionrechtliche Probleme der Strafzumessung, 1971, S. 13f.
- 4 Bruns, Revisionrechtliche Kontrolle des Strafmaßes, Henkel-Festshrift, 1973, S. 291
- 5 Bruns, Henkel-Festschrift, S. 289ff.; Maurach/Gössel/Zipf, a. a. O., § 63III Rdn. 192. Vgl., Frish, a. a. O., S. 40
- (6) Maurach/Gössel/Zipf, a. a. O., § 63III Rdn. 195ff
- >) Frish, a. a. O., S. 40

- 8 Strafverfahrersrecht, 21. Aufl., 1989. S. 358. 0., S. 40; Bruns, Henkel-Festshrift, Ś 289ff.; Maurach/Gössel/Zipf, a. a O., § 63III Rdn. 200ff.; Roxin,
- (Φ) Bruns, Anmerkung (BGH JR 1980, S. 335), JR. 1980. S. 336

二 大法廷決定以前のドイツの判例

を理由とするもので、 事態 (一七七条二項) について、 則 他の理解し得る動機からなされた場合には刑を軽くするものと評価できるが、そのような事情がないことは刑を重く 価した原判決に対して、 のと評価してはならないとの は に違反し、その判決が連邦最高裁で破棄されることとなっていたのである。(2) 刑を重くする事情の不存在は刑を軽くするものと評価してはならず、刑を軽くする事情の不存在は刑を重くするも しないとしていた。 刑を重くすることを妨げるが、 しかし、これらの判例はほとんど公刊されていなかったので、 連邦最高裁はこれは傷害罪 原則は、 被告人は被害者に暴力を振るっておらず、虐待もしていないことを刑を軽くすると評 ドイツでは比較的以前から認められていた。たとえば、 (二三三条) や危険な傷害罪 (二三三条a) 刑を軽くするものとはできないとした。 事実審裁判官はしばしばこの原 を実現していないこと また、犯行が困窮その 強姦の比 較的

は に強姦したことを刑を重くすると評価したのは法的に誤っているとした連邦最高裁の公刊された判例からであろう。 ||刑を重くするとは言えないとしたのである。 邦最高裁は、 この原則の存在が広く知られ、 たしかに性的窮乏状態にあったことは刑を軽くするが、 また、 論議を呼ぶようになったのは、 その反対に、そのような事情の単なる不存在 被告人はなんら性的窮乏状態ではなかったの

かし、 例えば、 被害者に重大な傷害を負わせなかったということは、 重い傷害罪 (二二四条) を実現しなかったに

えば、 るも 済的 存在という表現では上訴審はどちらの場合かを明らかにできないので、 に解釈してはならない。 くし得ない した場合とは異なることを示しているとして、 刑を重くするもの 自身扶養義務をはたしていないので妻に扶養料について問い正す権限はなかったのにこれを問い正したことを原審は 者である被告人の 的 ついて積極的表現を用いるべきであるとする。 このような疑問に答えたのが次の連邦最高裁の第三刑事法廷の 表現を用いてもよく、 のとはできない。 窮乏の不存在や性的 くするものと評価できるのであろうか。 財産犯の行為者が経済状態が良くて何ら犯行の糸口 から刑を軽くするものとは評価できないのであろうか。 との 判例は、 と評価 妻は何ら犯行にきっ しかし、 価した。 窮乏の不存在を量刑の出発点とし、 仮定的な事情であっって現実と関係のない事情についての単なる仮定的な考慮、 量刑上重要な事実の考慮において判決に消極的 経済的困窮で犯行への強い 他方で、 第三刑事法廷はこれらの事情は、 かけを与えてい 実際に存在する内心的・外部的事情を消極的に表現することは許される。 すなわち、 次のように判示した。 糸口 ない この原則 のに、 がある場合とは量刑上区別される。 が無いのに犯行したことはとくに非難し得るのであり、 それらが行為を何ら特徴付けていないのに責任を重くす ここで、 行為者が被害者によって繰り返して刺激されて憤 判例である。被告人は殺人未遂罪とされたが、 ためらわずに武器を使用したこと、 は、 すなわち、 単に消 事実審裁判官はできるだけ量刑 表現を用いるのは常に誤っているというよう 軽い 極的 傷害であっ 刑を軽くする事情の不存在は 表現を禁じるものなのであろう たと積極的に表現すれ 但 経済的 および、 上重要な事 例えば、 一窮乏の 刑を重 被告人 被害 ば刑 例 消

例 者に親切には が言う量刑上重要な存在する事実ではなく、もし仮に存在したなら刑を軽くする要素(被保護者の方から行為者に その後、 第三刑事法廷はこの判例にそって、 せず、 性的 関係 の糸口を与えていないことを刑を重くするものと評価 保護を命じられた者の性的虐待罪 (一七七条)の被害者が自分 た原判決を、 これ から は 右 は 接

の糸口を与えること)の不存在を刑を重くするものとしたもので、誤った評価基準によっているとして破棄した。

事法廷も、 告人の経済状態が良く、他人の物の利得に向けられた犯行への何らの糸口がない場合は非難し得ることは認めている。 さらに、 いのに他人の物を利得したことは刑を重くするものと評価し得るとした。第三刑事法廷もこの趣旨を繰り返している。(8) 用益賃借人であり、 が存在するような、非難し得る動機を示す場合には、 その後は、 第二刑事法廷も、例えば、 第四刑事法廷も、詐欺罪と背任罪で経済的窮乏の不存在を刑を重くするものとした原判決を破棄したが、被 経済的窮乏の不存在という表現が用いられていても、他の確定された事実から、 実際に存在する量刑上重要な事実であれば消極的表現を用いても良いとする判例は多くなった。第五刑 飲食店のマネージャーとして相当の金額を自由にできたことが明らかならば、 経済的窮乏の不存在が、被告人の経済状態が良いにも拘らず、 消極的表現も許されるとした。(10) 被告人はナイトクラブの 強い利益追求意思 経済状態が特に良

そして、 得る糸口 持できたはずであること、強姦罪について行為者は同棲をしており何ら暴行・脅迫による性的満足についての(エラ) 為についての糸口を与えたのではなく、被告人も性的窮乏状態になかったこと、経済状態が良く行為は経済的窮乏か為についての糸口を与えたのではなく、被告人も性的窮乏状態になかったこと、経済状態が良く行為は経済的窮乏か とされる。そして、このような判例の多くは第二刑事法廷のものである。刑を重くするものとは評価できないとされ(旦) た事情としては、薬物犯罪で特別な必要状態になく又は中毒ではなかったこと、性的強要罪において被害者が性的行 自分の必要性を満たすためではないことは、刑を軽くしうる事情の不存在であり、 しかし、消極的表現を用いた原判決を破棄する判例もかなり多い。例えば、薬物取引が自己使用のためではなく、 ここで破棄された判決が第三刑事法廷の判例の言う、 がないこと、窃盗罪について、行為へと導いた経済的必要性が窮乏と言えるほど強くないこと等をあげ 利益追求からなされたこと、特別な窮乏状態になく、他人の財産を必要とせず、(4) 仮定的な事情であって現実と関係のない事情について 刑を重くするものと評価できない 労働によって生計

ある。

極 徴付けていない 単なる仮定的考慮、 的表現による事情もまったく量刑に関係がないとは言えないように思われる。(18) のに刑を重くしたと言えるかには疑問がある。 例えば、 経済的窮乏の不存在や性的窮乏の不存在を量刑の出発点とし、 利益追求の動機は存在する事情であるし、その他の それらが行為を何ら特 消

ものとも理解できるのである。 ない場合は特に非難されるので刑を重くし得るとした。すなわち、 てよいはずである。 出発点としてはならないとしたのは妥当である。しかし、 量刑に関係のない 第三 事情はもちろん量刑上考慮できない。 |刑事法廷の判例は、これが許される場合の例として、経済状態が良くて何ら犯行への糸口が しかし、そうすると、 量刑に関係のある事情は消極的表現によるものでも考慮し この点で第三刑事法廷の判例が単なる仮定的事情を量刑 特に刑を重くする様な場合は考慮して良いとした 0

なくなるのではないかとの疑問が生じるのである。そして、第二刑事法廷はこのような見解であるとも解し得るので(9) 取れる場合に、 その事情が特に刑を重くする(又は軽くする)とも言えないような場合には結局、 消極的表現を用いているが、 なお量刑上関係のある事情が読 その事情は考 2

(H) Bruns, Anmerkung (BGH JR 1980, S. 337), JR 1980, S. 337

(\approx) Bruns, JR 1980, S. 337

(α) BGH JR 1980, S. 335.

(4) Bruns, Anmerkung (BGH NStZ 1981, S. 60), NStZ 1981, S. 61

(5) BGH NStZ 1981, S. 60.

(©) BGH NStZ 1982, S. 463.

(~) BGH NStZ 1981, S. 343

- 8 BGH NStZ (Mösl) 1982, S. 151 (5StR 268/81). Vgl. BGH NStZ (Mösl) 1981, S. 131 (5StR 149/80)
- (\$\sigma\$) BGH NStZ (M\overline{0}\text{ssl}) 1983, S. 163 (35StR 263/82).
- (2) BGH NStZ (Mösl) 1984, S. 161 (2StR 63/83)
- (II) BGH NStZ (Mösl) 1982, S. 151 (4StR 47/81, 4StR 103/81, 4StR 305/81)
- (空) BGH NStZ (Mösl) 1983, S. 163 (2StR 34/82)
- (23) BGH NStZ (Mösl) 1983, S. 163 (2StR 218/82)
- (4) BGH NStZ (Mösl) 1984, S. 161 (2StR 439/83)
- (5) BGH NStZ (Mösl) 1984, S. 161 (2StR 722/83)
- (E) BGH NStZ (Theune) 1986, S. 496 (2StR 722/85). (E) BGH NStZ (Theune) 1987, S. 163 (2StR 550/86).
- (☎) Bruns, Das Recht der Strafzumessung, S. 250.
- Theune, Zum Strafzumessungs-und Maßregelrecht, NStZ 1987, S. 163; Mösl, Zum Strafzumessungsrecht, NStZ 1981, S. 133

二 大法廷決定

けではなかったことを刑を重くする要素とした原判決を維持するにあたって、 とを理由に、憲法一三六条一項によって大法廷に判断を求めた。 刑事法廷は窃盗罪について被告人が金銭的窮乏になかったこと、 労働の機会があり、 これが第二刑事法廷の判例と異なるこ 窃盗は絶対的 に必要なわ

事情とされているが、 を重くする事情の不存在は刑を軽くし得ないとしている。ここで、多くの判例で経済状態が悪いことは刑を軽くする 第一刑事法廷は次のように述べた。「連邦最高裁の多くの判例は、 経済状態が特に良い場合に刑を重くすることは許されている。これに対して、通常の、普通の、 刑を軽くする事情の不存在は刑を重くし得ず、 刑

結 刑 産犯についてはそうであることは一致している。 な 論を量刑で有意義に評 事情としており、 重くするものと評価してはいけないとの一般原則はない。」刑法四六条二項は行為者の経済状態を特に考慮すべ お良好な経済状態は刑を重くするものとは評価 正 かどうかは 判例でも行為者の 価し得る場合のみである。 | 当 刑 事法廷はこれを疑うが―不問に付し得る。 人的関係・ 「そのような詳しい把握が意味があ 経済的関係の できない。 当刑事法廷が問題としてい 結 詳しい 論的 に、 把 握が量が 量刑上 これとは関係なく、 る判例はこれを妨げる。」(2) 刑の前提とされ、 重要では るの ないことになる。 は、 事 実審裁判 通常の 特に所有 官 経 この 権 済 が 得 犯 状 態を刑 罪 b 原 き量 n 則 財 が

みであ るものと評価することを何が妨げるの 範的 しかし、 であることに求められる。 犯行現象について述べられ、 判例では明らかではない。」 経済 価 権 通常事例) する場合にも同様 が 事 状 ある。 る。 実審裁判官が犯行のどのような事情を刑を重くし又は軽くすると評価するかは彼の仕事 これはすべての 態は構成要件メルクマールではないので、 同じことは経済状態の評価にも言えねばならない。 実審裁判所が普通の経済状態を刑を重くするものと評価したときにどこに法的 を前提とし、 で ある。 量 例えば、 刑 刑を軽くする事情の不存在は刑を重くし得ないとの原則 これによって重くするか軽くするかが調べ 事情 法的誤りの根拠として刑法四六条三項の二重 15 補 つ 助的 か明らかではない。 61 て生じ得るもので 仕事の収入が異常に高く評価され、 これは適切ではない。 あり、 このことは普通の また、 上訴審が介入し得るのは法的誤りが られるのである。 次に、 定の高さの収 評 収入、 価 そこから刑が重くされる場合であ 0 原則 法的 普通 は、 誤り 0 の経済 入を一 規定があげられるが、 量刑事 ここでは は 経 誤り 定の 状態を事 験 であり、 情の 則 が 場合に刑 (規範的に) 0) あ Normal Fall るの 存在 範囲外 実審 彼に する場 か を重 裁 で は は 0 判 通 行 従 広 る。 為者 官 谷 量 常 来 13 (規 刑 0 0 0 裁

経済状態を他 0 量 刑 0 観 点から離して考察し、 評 価し)得ることも前提とされ てい るが、 これ も不 μſ

経済状 ないで、 現するかどうかは二次的な問題である。 必 あ 状態を他の事情とともに全体像の中で考慮し、 価されているかである。 定的なのは、 重要な事実をまずそれ自体で評価し、 経済状態を調べ、 要なものを盗るの るのである。」 態が良いが貧乏人から盗るの 行為者 軽くすることもできる。「重くする又は軽くするという表現それ自体は法的検討にとって決定的では それによって把握された事情の量刑での意義・影響が法的に擁護し得る方法で検討され、 0 経済状態とその その他の量刑事情に関係させて、 かは区別して良いはずである。」事実審裁判官が行為と行為者の全体評価をして、 ここで刑法四六条二項の行為者に有利な事情と不利な事情の衡量の概念は、 他 0 量 か、 重い又は軽いの欄に記入するというように解釈してはならない。 刑 金持ちの余剰から盗るのか、 事情 同様に、 (被害者の経済状態も含む) 行為に対する意義を明らかにし、 犯行が理解できるとするなら、 被告人に不利な事情として評価するなら、 行為者の経済状態に照らして、 はしばしば相 経済状態についての絶対 量刑で有意義に評価することを命じ 互関 係にある。 これを重くすると表 余分を盗るの その中で行為者 すべての量 行為者は むしろ、 衡量され 的 ない。 評 比 価をし 較的 刑 决 評

経済的 第四 なく、 ることに異議をとなえてはおらず、 ような原則が、行為者の経済状態は犯行を必要としなかったとの考慮をも妨げるかは、 刑 刑事法廷はこれと異なっ 事法廷はこれを否定する方向であるとした。 困窮になかったことは刑を軽くする事情の不存在であり、 実際の事情がその形式を満たすためにあげられているか否かであるとする。 た判決をしているが、 消極的表現も単に言葉の 第五刑事法廷は経済的窮乏の不存在を刑を重くするものと評価 第三刑事法廷は個々の 問題であるとする。 刑を重くするものとできないと判示した上で、 判決の当不当は表現の形 第四刑事法廷は薬物 刑事法廷によって異なるとし、 式に 取引につい 依 るのでは て

第 一刑事法廷の決定は、 金銭的窮乏になかっ たとい う量刑事情自体の評 価 に意義を認 此めない もの と解

ろうか 組 めて始めの量刑が誤ってはいなかったことが判明するのである。 13 審裁判官の量刑を維持している。 うに、本件では事実審裁判官が実際に存在する事情を誤って消極的に表現したかどうかは明らかでは 第一に、二重 との相互関係の中で、 経済状態についての評価の基準がないとしている。 んでい があるなら破棄しなければならない な l, a 評 0 価の問題ではないとの見解の影に隠れているが、経済状態についての Normal Fall は存在しないとし、 は 消極的 行為と行為者の全体像の中で評価するものとしている。 に表現され 上訴審は事実審裁判官の表現から量刑を審査するしかないので、 はずである。 た量刑事情それ自体の評価には意義がないことを前提としているからでは 第二に、 差戻し後の事実審が同じ量刑をするかもしれない 個々の量刑事情について絶対評価は 第一刑事法廷が消極的表現の問題それ自 第三に、ヘッティンガー はせず、 思考上 が、 な 0 Ųs 他の量刑 一体には その 指 一の誤り 0 摘す に初 事実 るよ 取 0

が た、又は、 問 このように消極的 われた。 労働 大法廷は次のように述べた。 の可能性があり、 表現の問 題とは異 窃盗は絶対的には必要なかったという事情は刑を重くするものと評価 なっ た量刑 0) 根 本問 題を内包しながら、 大法廷に 「被告人が 金銭 的 しうるか」 窮乏になか

官の してはならないことをこの原則は表している。」 判所は確定された事実に基づい 情 の不存 量 刑の説明 提出され 在は刑を軽くしないとの原則についても同じことが言える。 0) 実質的· た問題は一 内容によるのであって、 般的には答えられず、 て量刑 しなければならず、 積 極的 個々の場合によるとする。 表現か 判断されるべき事実と関係のない仮定的事実によって量刑 消極的表現かによるのではないとする。「刑を重くする 第三刑事法廷が適切に述べているように、 次に、 上訴審の量刑審査 は事 実審裁 裁

「この量刑について一般的に妥当する原則は行為者の経済状態にもあてはまる。 それが当該事例で量刑上 重要であ

61

執すべきではない。 いう確定は他の同内容の表現と同様に、 るならば、 動機から犯行したことを被告人の不利に評価したとも解される。」(10) 法違反があるか否かの 右にあげた限界内ではそれが被告人の有利になるか、不利になるかを決定するのは事実審裁判官の役目で 被告人が金銭的窮乏になかった、 審査では上訴審は判決理 しばしば、 被告人は普通の経済状態にあり、 又は、 由の 実質的内容を確定すべきであり、 労働の可能性があり、 窃盗は絶対的には必要なかっ これを考慮すると、 消極的 表現か 否か 理解できな には たと 固

Fall の承認は事実審裁判官に広い法定刑を任せているドイツ刑法の体系に反する。 になる。 至る。」「Nomal Fall の確定はさらに、それを特徴づける事情とそれとの相違を特徴づける事情の区別を強い(単) は量刑で考慮すべきだが、 確定するという仮定に基づいている。 これと異なる見解は法律は Regel Fall とそれに相応の Normal な刑罰を知っており、そこから差し引きによっ 加えられるというブルンスの分析は、 Normal Fall (規範的な通常事例。 事実審裁判官は一定の経済状態の評価方向の決定において―他の量刑上重要な事情や量刑 刑を重くする事情、 前者は考慮すべきではないことになる。 軽くする事情というカテゴリーに第三のカテゴリー これは経験的に現れる平均的事例と混同してはならない)から出発するのではない。 そのような考え方の問題性を明らかにしている。」このような規範的な Normal この見解は必然的に個々の点までの上訴審裁判官による量刑コント これは行為を形成する事象・ として、 量刑上重要ではない 事情を分割すること 般に おけ るの U と 同 事 て刑を 後 情 ル 13 様

るなどと特徴付けるのに適している。 広い とはあまり関係のないことを示している。」(ほ)(は、判決時や将来の経済状態等が重要である。「個々の場合の量刑事情の複合性は規範的な) 意味での財産犯では、 行為者の行為時の経済状態は行為の動機と心情を理解できる、 その場合、 この事情は被害者の経済状態等他 0 事情と相 理解できない、 互関 係 Normal Fall が か あ 非 難 し得

あり、 は他の量刑事情との相互関係で事例毎に異なった評価が与えられるとすることによる。これらは量刑上重要な観点 経 範的な Normal Fall を基準とすることはできないとするのである。 れ自体について刑を重くするものと評価し得るとの前提がとられているといえよう。(4) を避け、 のとして考慮して良いとするのである。ここでは第一刑事法廷とは異なり、 被告人は通常の経済状態であったので窃盗の動機が理解できないという実際的事情を示すので量刑上刑を重くするも である。 (7) 験上の通常事例につい みを量刑の基礎とし得ることを示したものであるとする。そして、 大法廷決定は、 この大法廷決定は量刑法の発展に貢献したといい得る。(6) 第二に、ある事情が量刑上関連性があるが、 第三 一刑事法廷の見解に賛成し、 ては詳しい言及がなく、 刑を重くする事情の不存在は刑を軽くしないとの原則は実際的事情 何が量刑事 刑を重くも軽くもしない場合を否定し、 情の評価方向の決定基準なのかは明らかにされなかった しかし、とくに、 それは第一に、 被告人が金銭的窮乏になか 実際に存在するものであれば経済状態そ 規範的な Normal Fall と区別すべき 過度の上訴審による量刑への介入 但し、その評 第三に、 7 価にあたって、 たという事 ある量刑 事情

(1) BGH JR 1987, S. 12

 $\widehat{\underline{2}}$

BGH JR 1987, S.

- (∞) BGH JR 1987, S. 120
- (4) BGH JR 1987, S. 120
- (15) BGH JR 1987, S. 120
- (6) BGH JR 1987, S. 121
- (7) BGH JR 1987, S. 121

- 8 Hettinger, Anmerkung (BGH JR 1987, S. 120), StrV 1987, S. 147ff., S. 149.
- 9 BGH NStZ 1987, S. 451
- $\widehat{11}$ $\widehat{10}$ BGH NStZ 1987, S. BGH NStZ 1987, S. 451. 451.
- $\widehat{12}$ BGH NStZ 1987, S.
- <u>13</u> BGH NStZ 1987, S.
- 15 $\widehat{14}$ Bruns, Anmerkung (BGH NStZ 1987, S. 450), NStZ 1987, S. 452 Theune, Zum Strafzumessung-und Maßregelrecht, NStZ 1987, S.
- $\widehat{16}$ Bruns, NStZ 1987, S. 452

 $\widehat{17}$

NStZ 1987, S. 323 を重くするものと評価した原判決を、刑を軽くする事情の不存在によって刑を重くしいている可能性があるとして破棄した。BGH Theune. Zum Strafzumessung-und Maßregelrecht, NStZ 1987, S. 第一刑事法廷決定後、 第四刑事法廷は、 通貨偽造罪について、 被告人が経済的窮乏になく利益追求的態度だったことを刑

492ff, S.

. 493

になかったことを重くするのは法的に誤っているとした (BGH NStZ (Theune) 1987, S. 495) 一三○○DMを稼ぎ、三○○DMの債務を支払わねばならなかったが、より確固とした地位で働くことができ、決して経済的窮乏 また、第二刑事法廷は大法廷決定の後に、 重強盗の Vorabredung と恐喝未遂について、 被告人が親の生計で生活しており、 月 に

兀 説

この 問題についての学説は大きく三説に分けることができるように思われ

る。

(510)については一定の評価を特に行わないものといえる。 第 はフォ スの見解である。 フォスは連邦最高裁の判事であった。 フォ スの見解は個 々の量刑事情それ自体 規定である。

を前提とするもので、これは誤っているとする。 ばこれより軽くなるが、 ノーマルな始点となる評価 まず、 刑を軽くする事情の不存 そのような事情が存在しないならば、 があり、 在は刑を重くするものとは評価できないとの これが刑を重くまたは軽くする方向で修正されるのであり、 それは量刑事実としては考慮の外に置くという考え方 判例の 原 則は、 量刑 軽くする事情があれ 0 出発点として、

位

機

量刑事情と評価方向 ものと重くするものとに分け、これをそれぞれの欄に記入するというような方法ではなく、 によって、 しない事情は刑を重くするのであり、その反対もいえるのであって、ニュートラルな領域は存在しないとする。 為者に有利な事情と不利な事情を衡量するように規定しているが、これは、 等はすべて重要であり、 なっている量刑事情、 置を見つけることである。ここで初めて平均的事例というものが出てくる。 個 判例は行為と行為者に付着する事情の全体評価を要求しており、 々の量刑事情はその事例が法定刑のどこに位置付けられるかについては何もいわない。 法定刑の上の方にいく場合にこれをおしとどめて軽くする方向にし、その反対もいえる。 例えば、 行為の全体像を特徴づけ、 行為者の経済状態、 法定刑の中でその事例を位置付けるの役立つ。 性的生活、 薬物取引者の自己の薬物への関係、 裁判官 の任務は法定刑の中でその事 まず、 この全体評価においては、ここで問 すべての量刑事情を刑を軽くする 全体評価をすべきだとの 個 々の事情は全体的考察 ここでは刑を軽く 殺人の犯行の 刑法四六条は行 例に相 応 動 題 0)

殺人は、 盗 る 但し、例えば、 O) は 故意の形態は独立した量刑事実としては不適格であるとしたのは誤りであるとする。 理解し得る動機による直接故意の殺人よりも刑が重くなるとしたが、 ○○○マルクを金持ちからか盗るよりも責任が重い 判例は殺人罪で直接故意を刑を重くするものと評価できないとし、 が、 損害額が量刑事実であることは明らかだか これは全体評価をしてい 低級な動機 五〇マルクを貧乏人から からの未必 る限 の故 りで正 意 0)

計上通常の場合か否かをあげる見解である。

らです

妨げることになる。 「……は軽くできない」等の表現をもちいてこの問題を処理するようになってしまうのであり、 フォスによれば、 判例の 原則に従うならば、 事実審裁判官は誤った表現を恐れるあまり、 量刑事実をあげない これは量刑の合理化を

う。これは第一刑事法廷決定と同じ論理であり、フォスの見解が第一刑事法廷決定に影響したことは明らかである。 体的評価によるのである。 このように、フォスは個々の量刑事実に独立した意義を認めるが、独立の評価はしないのであり、 第二の見解は個々の量刑事情それ自体に一定の評価をしようとするものであり、 また、 消極的表現を用いても、 それが実際に存在する量刑事実ならば許されることになろ その評価の基準として、 評価はすべて全 統

フォスも平均的事例の存在は認めていたが、それを全体評価の後で用いようとしていたのに対して、 価 :の前にこれを個々の量刑事情の評価の基準として用いようとするのである。 ホルンは、 法定刑の中で通常の平均的事例を考えることは量刑の合理化への唯一の期待できる方法であるとする。 ホルンは全体評

ばヘロイン中毒者の行為も限定責任能力者の行為も規範的な通常事例にあたらないとしているとする。しかし、 事例(多くは法定刑の下限よりの三分の一のところに位置する)を区別している。(8) 上の通常事例と考えているのである。このような場合は法定刑の下方に位置するが、これを法定刑の中央に置いてし ンによれば、 まうと例外的に生じる重大な場合について責任と不均衡に軽く処断することになってしまう。 この平均的事例については判例も思考上の通常事例や規範的な通常事例 事実審裁判官は規範的な通常事例を考えているのではなく、 例えば中毒者のヘロイン取引をむしろ実務 (法定刑の中央に位置する) と統計上の通常 トイネは判例は前者によっており、 結局、 判例は規範的な ホル 例え

通常事 不存在に刑を重くする効果を否定するためにのみそうしているとの疑いが生じるという。 例 から出発してい るとのトイネ 0 理 解 は 誤り である。 このような通 常事例 に固執する者は、 刑を軽くする事

当化されることになる。 (12) (12) の存在又は不存在が統計的 行為 経済 すると考えているかが判るとする。 に疑いをもっているのである。 る事情の不存在は刑を重くし得ないという原則についての判例 この見解によれば、 どのような事 な通常事 が 的窮乏は窃盗の通常事例のメルクマールではないとしているのである。 統計上の 例の 通常事例であるということになれば、 例 特別の量刑事情の欠如によって、法定刑の中のそれ以外の部分での量刑が基礎付けられる事になる。 から 通 刑を軽くする事情の不存在は刑を重くするものと評価してはならないとの原則 常の 事 例なのかについては事実審裁判官が判断 例えば、 上訴審裁判官は、 窃盗で経済的窮乏の不存在は刑を重くするものと評価できない な通常事例の記述に実際上意味がない 窮乏がない場合は刑を重くして良いことになる。このように統 事実審裁判官がこの統計的な通常事例を正しくとらえてい からは、 し得る。 連邦最高裁がどのような場合を通 所有権犯罪、 しかし、 からであるとの観 ホル 財産犯におい ンによれ は ば 点から との て窮乏からの その 常 刑 判例 を軽 事 例 0 情 À くす る 例

中である事情 第三の見解は個 が刑を重くするか軽くするかが決定的であるとするもの 々の量刑事情それ自体を評価するが、 その評価 であ 価につい て — 般的基準を用 レン ず、 個 Q 0 場

他 0 か Ш 0 重くするかは事案によっ 量 、ルンスはまず、 が IF. 刑 しく満たされている場合にのみ秤は有効に機能するのと同様に、 事実、 特に異質な量刑事実 全体的 て異なり、 評価のみを行なうフォスや第一 (例えば、 また、 行為者の経済状態は被害者の経済状態との関係におい 財産犯での武器の使用)の存在によっては影響されないとする。 刑事法廷決定の見解に反対する。 刑法四六条の行為者に有利な事情と不利な ある事情が て考慮されるが、 刑を軽 秤の二つ

事情の衡量は個々の量刑事情の正当な評価の後に初めてなしうるとする(3)

個 々 0 量 刑 事 情 0 評 価 方向の決定については通常の事例 (Normall Fall) は基準とはならない。 例えば、 通常 の経済

状態というものは存在しない。(4)

量刑関連性を認めるが、そのような考え方には従えない。(エラ)くも軽くもしない場合があるということを前提としている。 刑法四六条二項 は経済状態の考慮を要求しているので、 まず、 大法廷決定は刑を重くするか又は軽くするものに限って 考慮はするがそれが事案の内容に照らして、 刑を重

結局、 この見解によれば、 刑を軽くする事情の不存在は刑を重くするものと評価できないとの 原則 は、 この 消

極

的

表現によって、 実際に存在しない仮定的な量刑事情に量刑関連性を否定すべきことを述べているにすぎないことにな

には、 、量刑関連性が認められる。後はその事案に照らしてその事情が刑を重くするのか軽くするのかを決定すること金銭的窮乏になかったとの表現も普通の経済状態であったという実際に存在する事情を意味すると解し得る場合

になる。 第 刑 事法廷およびフォ スの見解は 個 Q の量刑 事情の評価 を認めず、 当該事例の全体の印 象によっ て量

うとする学説の正当な潮流に逆行することになり、 とになる。 ることになる。 これは、 したがって、 個 々 の量刑事情 量刑自体 0 評 が上訴審において擁護される範囲に於いては量刑方向の誤りは是正されないこ 価を認める判例に反するし、(17) 妥当ではないと言えよう。 また、 そのことを通して、 量刑 の合理化を図ろ 刑す

刑 このような考え方は事実審裁判官には受け入れられやすいのではないだろうか。(8) 次に、 般の考え方とした。 ホ ルンの 見解は 例えば直接故意での殺人は通常事例なので、法定刑の半分以下の領域での量刑になるとする。 定の比較対象事例を前提とするものである。 ホルンはこの消 大法廷決定は規範的通常事例を量刑 極的 表現 問 題を通じて、 量 きものもあるとする。

ここでは通常事例が規範的

通常事例的

に考えられているようでもある。

もつ

限定責任

付けられた法定刑を予定する構成要件実現の中間より下の領域に存在しなければならない」とした。(19) りである。 この多くの場合を、 法定刑の 重大さが、 を区別し、 るならば、 東的決定によって、 一準とすることに反対したが、 IE. というの 経験的に常に繰り返して現われる事例の中間領域にある場合に、 場合によっては、 通常の場合の評 領域において見いだすべきときにこの は はるかに稀な重大なないしは最も重大な場合とともに行為の重大性の平均的評 思考上の最も重い場合をも包括すべきなので、 構成要件は広い容量を備えているので、 価は必然的に、 (統計的) 連邦最高裁第三刑事法廷は 通常事 立法者が考慮した構成要件実現の、 例を量刑の 事例グループにも目をむけねばならない。 基 準とすることを認めてい (統計的) 犯行の大部分は比較的 通常事例と思考上の平 裁判官は当該事例の判断 法定刑 すなわち、 の中間から刑を選択するのは誤 る。 重大性 すなわち「法定刑 均的 最高刑 が少ないからであ これに対して、 においては、 事 価 例 の探求に 最低 (規範 一刑で限 は立法 お 刑 行為 罰 7

それとは異なる通常事例を法定刑のどこに位置付けるべきかを考え、 段階付けをすべきであり、 通常事例を基準とすることを全く否定しているとはいえない。 しかし、 ンスも法定刑が責任と不法の重さによって決まっており、 統計的) 通常事例と思考上の平均的事例 大法廷およびブルンスの見解は、 その判断 か は個々 通常事 0 例の その際、 事例の中で行われるので、 判 断 個々の量刑 経験上の通常事例との比較をしなければならないとする。そして、(②) に あたっては、 (規範的通常事例) 事情の評価を重視する点で、 限定責任能力の 明確な基準がない点が問題となる。 の区別に賛成し、 法定刑の中での量刑に しかし、 ように立法者 当該事例の量刑をするときに正しい法適 事例 まず、 量刑の合理化をめざすものと評価 毎 0 0 おいても責任と不法の重さによって 判断が強調されている。 思考上の平均的事例を考え、 意思によっ もちろん、 て通常 大法廷も経験 事 連邦最 例 また、 か できる。 用とな 高裁 次に、 ブル 的

能力は法定刑の変更を伴うので別に考えなければならないとも言える。 犯罪統計的にも得られない基準もあるとし、 上訴審の最終的な全体的考察によって基準が設定されるというメースル しかし、 他方、 事実審裁判官の経 験からも、

2月解を正当とするのである。通常事例の判断基準は曖昧なままである。

- 1 Foth, Strafschärfung/Strafmilderung-eine noch unerledigte Frage der Strafzumessung, JR 1985, S. 397
- (~) Foth, JR 1985, S. 397f.
- (α) Foth, JR 1985, S. 398.
- (4) Foth, JR 1985, S. 398.
- (15) Foth, JR 1985, S. 399.
- 6 Bruns, Über die "Bewertungsrichtung" negativ formulierter Strafzumessungstatsachen, JR 1987, S. 90
- 7 Horn, Strafshärfung und Strafmilderung-im Verhälteis wozu?, StrV 1986, S. 168ff., S. 169
- (∞) BGHSt. Bd. 27, S. 2 (4f.).
- 9 162ff., S. 205ff, S. 205. トイネ自身は、ホルンと同様に統計的な通常事例を基準とする見解といえよう。 Theune, Grundsätz und Einzelfragen der Strafzumessung; aus der Rechtsprechung des Bundesgerichtshof, StrV 1985,
- $\widehat{10}$ ンガーも経験上通常の事例を基準としようとするが、それをどのように定義するかについては明らかにしていない。Anmerkung 1982, S. 143; Timpe, Strafmilderung des AT des StGB und des Doppelverwertungsverbot, 1983, S. 143 BGH JR 1987, S. 119), StrV 1987, S. 147ff. Vgl., Hettinger, Das Doppelverwertungusvervot bei Strafrahmenden Umständen Horn, StrV 1986, S. 169f. ヘッティンガーも思考上の通常事例は机上の空論であり、実際には存在しないと批判する。
- $\widehat{11}$ Horn, Systematishe Kommentar zum StGB, Bd. I., A.T. 5. Aufl., 1989, § 46 Rdn. 87ff; der., StrV 1986, S. 170.
- (22) Horn, StrV 1986, S. 170.
- (A) Bruns, a. a. O., JR 1987, S. 93; ders., Anmerkung, NStZ 1987. S. 452
- (4) Bruns, JR 1987, S. 94.
- (1) Bruns, JR 1987, S. 94; ders., NStZ 1987, S.

- (16) Bruns, NStZ 1987, S. 452.
- (二) Bruns, Das Recht der Strafzumessung, S. 243ff.
- (2) Horn, Systematisher Kommentar, § 46 Rdn. 90; BGH StrV 1984, S. 114
- <u>19</u> Strafmaßrevision, 1969, S. 223ff 特に特別予防的観点からの行為者の評価を離れた行為の事情であろう。また、ツイップが主張するように、行為者自身についての 不法の量であるとの前提に立つ場合により説得的であるように思われる。通常事例を構成し、また、通常事例と比較が容易なのは、 評価は上訴審では不可能なので、上訴の対象としにくいからである。Zipf,Strafzumessung,1977,S. 任の幅の中で予防の観点から行なうとの通説的見解から離れて、とくに自由刑では刑の高さを決定するのは責任に限界付けられた 向にあるとしてもこれを是正する糸口がないことになるように思われる。第二に、統計上の通常事例を基準にする見解は量刑は責 い形での実現とされる場合に最低刑が適用されるという。Zipf, Anmerkung (BGH NStZ 1984, S. 359), NStZ 1984, S. 359 た。BGH NStZ 1984, S. 359. ツィップはこれに賛成し、裁判官の評価によって、当該事例の不法内容がその犯罪類型のとくに軽 しかし、統計上の通常事例を基準にすると、第一に、現在の量刑実務を是認し、前提とすることになり、 BGHSt. Bd. 27, S. 2ff., S. 4. その後、 連邦最高第三刑事法廷は、 最低刑も思考上の最も軽い場合を予定しているのではないとし 506, 現在の実務が誤った方
- (%) Bruns, Anmerkung (BGHSt. Bd. 27, S. 2), JR 1977, S. 165
- $\widehat{21}$ Bruns, Das Recht der Strafzumessung, S. 60ff; Mösl, Strafzumessung, NStZ 1982, S. 148; Mösl, Strafzumessung, NStZ 1984,

der Strafzumessung, S. 105ff. 量刑 規範的通常事例を基準とすれば、 一般では責任の幅の中での予防を考えるのであり、 量刑実務の方向が誤っている場合の是正は可能になる。なお、 責任と予防を明確に区別して扱うとの立場をとらない。 ブルンスはホルンとは異なり、 Bruns, Das Recht

五 規範的通常事例と統計的通常事例

法定刑は裁判官の量刑裁量を上限と下限とによって限界付けているだけでなく、その構成要件に該当するすべての

間

0

刑

は

両

極端

から次第に離

れてい

く事

例に相当す

るのである。

てみたい。

階 口 能 的 な事 スケー 例 ルであ に 7 14 ŋ ての 上限が考え得る最も重大な事例を特徴づけ、 重 大性のスケー ルを含んでい ると考えられる。 下 限 すなわち、 が考え得る最も 法定刑 軽 は不法と責任 61 事例を特徴づけ、 の程 度による段 その

較の 体像 もの なり る。 創 子例である 造 に属することが多い 基 統計 から直接に具体的な刑を量刑することはできないように思われる。 として評 か 的 か 準 活 ねない。 動であるとし、 が必要なのである。 的 通 規範的 常事 シー 価 あるい アー 例とは、 法定刑 通常事例とは、 は、 とされる。 のように、 裁判官に全く任せられているとするのでは、(2) 事例に直 実際に最も頻繁に 0) この比 中 央に位 この不法と責任の程度についての これ 面 立法者の評価を基礎にして、 較の基準を提供しうるとされてい して、 らの事例 置付けるという 現 法定刑の中央に位置する刑が わ の研究は新しいものではない れる事例であり、 循環論法に陥 法定刑の 評 それに相 -) 、 てしまう。 (3) 価や、 るのが先に述べ 量刑基準に欠け、 当該事 中央に位置する刑罰を相当とする事 適当であるとの そこから具体的 が、 当する 例を判断する基準、 ここでは比 やはり、 刑罰 た規範的 は法定が 量刑の 判 裁判官は 較 断 な刑を導く 的 通常 から、 刑 公平性に欠け 記最近の 0 下限 事例 より具体的 行為 行為を中 より と行 事は 研究を検 と統 の 三 ることに 為 裁 例 には 判 的 間 であ 分 通 0) 的 官 比 全 な

つに区別している。 では 較 て通常事例をあげ 的 な 重 規範的 一大でない モンテンブルックによれば、 通常 事態は法定化されてい る。 事 すなわち、 例 もつ 0 主張者はモンテンブルッ とも、 特に重大な事 モンテンブルッ るものとい ドイツでは立法者は不法と責任に関 態・ 比較 クは、 な クである。 61 Ł 的 算術 0 重大ではない が 彼は ある 的 意 裁判官 が 味 での 事 法定化されて 1が具体: 法定刑 態 通常 係する量刑 的 0) 中 刑 0) 事 間 罰を導く際 しょ 態である るもの 1= 理 相 当す 由を構成要件に照らして三 0 る。 法定刑は る事 0 最も有用 特に重大 例 を基 な事 準とするの [급] 様

観点を考慮してい を説明しなければ うのである。 法定化されてい 刑を規定されてい しうるとする。 る特に重大な事態の最低刑よりも軽い たとえば、 ない ない ならない。 もちろん特別予防の観点から、 る犯罪類型においても考慮しうるとするのである。 事 ので、 態と全く同様に扱うべきだというのではない。 裁判官が法定化されてい また、 量刑理 由は誤りであることになる。 裁判官が法定化されていない特に重大な事態を見落とした場合は量刑上本質的 量刑をするならば、 このような量刑も可能ではあるが、 ない特に重大な事態を認めたにも拘らず、 法定刑の範囲内の量刑ではあるが、 もちろん、 ただ、量刑についての一つの指針としようとい 法定化されている特に重大な事 少なくとも判決理由でそのこと 比較しうる法定化されて 軽すぎる刑として上 態を

範関係での損 ている事情によって根拠づけようとしているとし、これは妥当であるとする。 な事態の概念は不要になるとして批判する。モンテンブルックは、(8) た場合として、 あるとする。 る 態の 考え方によると、 て、 また、 衡量によってではなく、 例外的な法定刑の適用が必要と思われ、 犯行隠蔽目的 身体・生命に危険な行為として、 モンテンブルックによれば、これは通常の法定刑とあわせた全体的法定刑を想定するものであるが、 判例 害の惹起として、 特別の信頼の破壊 (一二〇条、 は特に重大な事態を定義して、行為者人格を含めた行為の全体像が、 法が特に重大な事態について下限だけを切り上げ、 (三一五条三項)、 営業性 事態の特殊性によって、 性的満足の目的 (二一一条) 等をあげ得る。 (二四三条) 二四六条等)、 銃器携带 行為の特別の当罰性に照らすと通常の法定刑では十分では 項三号、 特に、 (一二一条三項 二六〇条等)、 親に対する行為(二二一条二項 法の他の条文におい 判例・ 経済的 上限は切り上げていない場合には 二五条a 通説も特に重大な事態を、 例えば、 困窮状態 次に、 て例示又は加重事 步)、 動機としては、 経験的 の惹起 特別の責任にも拘らず行)等がある。 死の危険や重大な傷害の な通常事例 (三)〇二)条 さらに特殊な規 すべての具体 由として示され 利得目的(二七 a ない と異 特に重 項 場合で なって 的 大

場合のみ、

上訴審

号)等をあげうるとする。(10) 起 が比較事例に照らして原審の 二五条 a 三号) 全体的衡量ではなく、これらのメルクマールの存否によって特に重大な事態の 等が あ る。 量刑を再検討する余地が生じる。 特別 0 保護措置を破った行為としては、 侵 入窃盗 (二四三条 刑で量 項

特別の挑発(二一三条)等をあげている。」(空)をであるとする。例としては、所有権犯 モンテンブルックは、 比較的 重大ではない事態についても同様にして、 例えば、 罪・財産犯罪における盗品の価値 特別の挑発は傷害致死でも比較的重大ではない 0) 一定のメルクマー 少なさ(二四 八条 a ` ル の存否を決定的とすべ 親族相 事態とされることに 盗(二四七条)、

刑となる。 (14) 刑を軽くするメルクマールが対立しあっている場合である。 1 ル ではない事態の法定刑の上限は三年九ヵ月 Fall)となる。五年以下の自由刑が法定刑の クマ 最後に、 ルを含んでいるものが多く、 ル これを構成要件の観点から見ると、 が 特に重大な事態の法定刑と比較的重大ではない 存在しない場合、 この規範的な通常の事 あるいはそれぞれ対立するメルクマールが相殺しあい、 犯罪の場合、 (四九条) なので、 通常事例となるの 例の 特に重大な事態の 刑の範囲には 事態の法定刑が重なる部分が規範的な通常 六ヵ月以上三年九ヵ月未満の自由 統計的に通常の は、 特に重大な事態と比較的 は な い。 (5) 法定刑 事 例 は、 の下限は六カ 比較的重くない 刑を重くするメル 刑が 重大では 月であ 通常事 P) 事 0 子態のメ ない 事 クマ 例 例 比 事 較 (einfach 1相当の 的 態 ル クマ 重大 ル 0 بح

とすべき事例の分類 ことが可能になるように思われる。 は評価すべきである。 モンテンブルックが、 に求めている点で特徴がある。 行為と行為者の全体像による量刑ではなく、 のような方法によって上訴審での量刑審査が容易になり、 また、 その基準を、 統計的な通常事例を基準に 規範的な、 すなわちドイツ刑法そのものから導か 一定のメルク せず、 類似 7 現 在 ル 0 た事例に類似 0) 量刑実務を前 存否を量 刑 した刑を科 Ŀ 提に 12 重 視 した点 想

D

1)

ン

スキーによれば、

絶対的刑罰や極端に狭い法定刑は平等ではあるが、

あまりにも個別的

正義を排除すること

に幅 よるの ない ま受け入れることはできない 析して生み出されたものなのである。 事 、点で、 広い法定刑を規定している点で異なる。 かも 比 較的 しれ 量刑を理想的なものに、 重大ではない事態の区別を確固として確立しているとの前提にたち、 ない。 このモンテンブル ドイツ刑法の立法者が想定したであろうものに近付けることができるとの考えに しかし、 " クの したがって、 わ 立 が国 論は の現行刑法はこのような三分類によっ F イツ モンテンブルックの立論をわが国の量刑! 刑法の法定刑 の体系は、 各犯罪の法定刑の関係を入念に分 基本となる事態、 ておらず、 論としてその 統 特に重大な 的な非常 ŧ

のである。

は、 わち、 存 て、 はさらに、 在 また、 によって細分化することが必要になろう。 によって導かれる刑罰は広い 刑 特に重大な事態が法定されていない構成要件において、 特に重大な事態等が 罰 枠 モンテンブルックの の変更ではなく、 基本となる事態、 存在するときは刑罰 具体的 主張はもともと刑罰枠に関するものである点に注意しなければならないであろう。 特に重大な事態、 幅をもった枠であることには変わりはない。 な刑罰を導く基 枠そのものが変更されるのであ 比較的重大ではない事態という三種の事態の中で、 準 0 問題と解し得る。 他の規定の特に重大な事態のメルクマールを満たす場合 しかし、 したがって、 7 その場合も、 処断 刑 0) 具体的な刑罰を導くため 問題である。これに対し そのメルクマール 事例をメルクマ すな 0

には 的 認 実際上の 識 なくとも疑うことにある。 統 を最もよく具体化してい 的 意味はないとする。 通 常事 例 を量刑の基準にしようと主張する論者の基本的 る刑罰なのである。 ロリンスキーによれば、 たとえば、 口 IJ ンスキー 裁判官はその様な刑罰を認識 正当な刑罰とは、 は、 点の 理論を採用す 前提は、 その犯罪に対するその時点での社会の 理念的 るか、 しなけ な責任 幅 ればならない 0 理 相当刑の 論 を採用す 存 する 在を否定する ハであ⁽⁶⁾。 か の論 抽

均的

に補い合うものである。(18) ―ルする様な量刑論が妥当ということになる。これは現在の通説的見解と思われるが、(ヷ) ないし、それに対応する刑罰観の変化にも適合しない。こうして裁判官のある程度広い裁量の下で、 になり妥当ではない。 また、 犯罪の 細かい類型化もあまりにも硬直的であり、 犯罪的態度の変化や社会の変化に合 統計的 通常事例の探求と互 これをコント わ 口

重大性のスケールは非常に粗雑であるということである。たとえば、傷害罪は二二三条一項、、二二三条a、二二三条 当ではないという点である。第三は、 の指針となるだけではなく、 の重大性を考慮すべきだとしていることはわかるが、さらに細かい段階付けは不可能である。第二に、法定刑 スキーはその根拠として次の三点をあげている。第一は、 二二四条等に別れているが、下限は区別できても上限は同じ五年の自由刑であり、これによって、立法者は傷害 7事例とそれに対応する刑罰を量刑の基準とすべきだとするのである。(19) 法定刑を出発点として規範的通常事例を量刑の基準とすることはなぜ妥当ではないのだろうか。 一般予防の要素も入っているので、このような威嚇的刑罰から平均的な刑を導くのは妥 立法者は法定刑をどのように充足するかを裁判官に任せているので、実際 立法者が法定刑や重大な犯行態様等によって示した犯罪 口 1) ン 刑

民主主義においては多数決原理は重要であり、 裁判官は同じ管轄区さらには異なった地域間でも量刑格差をなくすようにすべきである。 致しなければならないのである。 具体的量刑は個々の裁判官に権限があっても、 口 彼も全体としての判例 IJ ンスキー によれば、

げ 0) 刑 れば裁判官を強くこの評価に拘束することができ、 観 このようにして得られ の変化に対応するための立法作業が必要になる。 た通常事例を立法化してしまうことも考えられるが、この方法だと、 これから離れる場合には詳 しかし、これは不可能である。また、 しい理由付けを必要とすることにな 通常事例を法律に掲 常にその時点で

るが

このような理

由

は上訴

審

のであり、 (23) 社会の安定化の要求に合っ シュトレ 通常の量刑は正しいとする。 反対のことが証明されるまで、 統計的 付け た刑罰であるとするが、この前提から外れない限り、 通常事例の での 他の裁判官もその事例について同様に量刑したであろうときその量刑 重要性を強調する。 原判決の 量刑の多数は正しいことになる。ここでは、(24) 再 検討 0 シュト 可能性によっても強制することができる。 1. ングは正当な刑罰とは責任相当刑であり、 裁判官の間主観的 ロリンスキーと同 評 価 様 致という は それ IF. 而

義をすすめるのに役だつだけではなく、 上学的な意味で絶対的に正しい責任相当刑は存在しないと考えられているといってよいように思われ う意味での絶対的正義をも特徴づけるとするのである。 量刑 シュト 実務を統一するための最も重要な手段であるとしているとする。 レングの調査によれば、 裁判官と検察官は同様の事例との比較を重視しており、 超主観的な、正しい刑罰についての合意は当該事例についての責任相 比較による超個人的な基準の ブルンスもこのような比較(36) 設定は相

なるかを調べる方法をとるべきだとしている。 特徴等をコンピュータにインプットしておいて、 はないとする。ただし、(28) このような方法だとどうしても非類型的な事例に対処できないところから、 価 が ュト 明らかではない点、 レングもロリンスキーと同様に、 シュトレングはロリンスキーのような統計的通常事例との比較を基本的には肯定しつつも、 さらに、 立法者自身が歴史の変化を考慮した判断を裁判官に求めている点からして、妥当で 立法者の評価に裁判官を拘束する規範的通常事例の考え方は、 裁判官がそれに当該事例の諸要素をインプットしてどのような刑に 刑 罰 · 構 成要件 行為の: 特徴 行為者

されており、 イツの連邦最高裁も統計的通常事例を必ずしも否定してい 規範的通常事例を求めることが困難な場合には、 ない。 統計的 通常事 また、 例は量刑の基準として有用であろう。 わが 国 のようにとくに広い

方、 る。 場を見なおすためにも一定の量刑の傾向をとらえて置くことは必要なのである。(30) かを決めてしまうものではなく、量刑の展開に従って新たな基準を基礎に置くことも可能なのである。むしろ量刑相 しかし、 統計的通常事例を基準とすることの最大の問題点は、この方法は現状肯定的になるのではないかということであ シュトレングのいうように、比較事例についての情報は裁判官が法定刑のどこに当該事例を位置付ける

(一) Dreher, Über Strafrahmen, Bruns-Festschrift, 1978, S. 149; ders., Über die gerechte Strafe, 1947, S. 61; BGHSt. Bd. 27, S. 2; Bruns, Anmerkung (BGHSt. Bd. 27, S. 2), JR 1977. S. 165; ders, Strafzumessungsrecht, 2. Aufl., 1974, s. 81ff.

(2) Dreher, Über Strafrahmen, S. 160 山火正則「『幅の理論』と相対的不定期刑論」法学四七巻五号

3 Streng, Strafzumessung und relative Gerechtigkeit, 1984, S. 43; Montenbruck, Strafrahmen und Strafzumessung, 1983, S.

(昭和五八年) 六八二頁

4 Montenbruck, a. a. O., S. 21ff.

6 Montenbruck, a. a. O., S. 75ff

Montenbruck, a. a. O., S. 65f.

5

7 BGHSt. Bd. 2, S. 181; BGH NStZ 1981, S. 391

8 Montenbruck, a. a. O., S. 93.

9 sungsrecht, 1980, S. 149f. BGH NJW 1952, S. 234; Hirsch, Leipziger Kommentar, 10. Aufl., 1978, § 46 Rdn, 37. Vgl. Bruns, Leitfaden zum Strafzumes-

 $\widehat{10}$ Montenbruck, a. a. O., S. 97ff.

 $\widehat{\mathfrak{U}}$ Montenbruck, a. a. O., S. 101f.

Montenbruck, a. a. O., S. 103ff

- 13 BGHSt. Bd. 25, S. 222, 223.
- 14 Montenbruck, a. a. O., S. 115f.
- $\widehat{16}$ 15 Rolinski, Die Pragnantztendenz im Strafurteil, 1969, S. 89. Montenbruck, a. a. O., S. 117f.
- 19 18 Rolinski, a. a. O., S. 90ff.

<u>17</u>

Bruns, Strafzumessungsrecht, a. a. O., S. 645ff.

- Rolinski, a. a. O., S. 96ff.
- $\widehat{21}$ 20 Rolinski, a. a. O., S. 103ff Rolinski, a. a. O., S. 100ff
- relative Gerechtigkeit, NJW 1985, S. 669; Oswald, Strafzumessung und relative Gerechtigkeit, Mschr Krim 1986, S. 307f. ち Streng, Strafzumessung und relative Gerechtigkeit, 1984, S. 301ff. なお本書の書評として、Perters, Strafzumessung und
- $\widehat{23}$ Schmidt, Gesetz und Urteil, 1912, S. 111.

Seebald, Ausgleichene Strafzumessung durch tatrichteriche Selbstkontrolle, GA 1974, S. 193ff S. 206.

26 Bruns, Strafzumessungsrecht, 2. Aufl., 1974, S. 66 Streng, a. a. O., S. 239, S. 305.

<u>25</u> 24

- <u>27</u> Streng, a. a. O., S. 306
- 28 Streng, a. a. 0., S. 44.
- Streng, a. a. O., S. 308. S. 310

 $\widehat{29}$

Streng, a. a. O., S. 311.

0

原

則

12

消

極的表現によってこのメルクマールに該当する存在する事実が述べられているかぎりは、

刑を重くする事情の不存在は刑を軽くするものと評価してはならないとの

統計的通常事例に対応する量刑にするか、

法定刑の他の部分での量刑にするかを考える

この事実を量刑

ドイツ法

ル

2

ルの

存否によって(したがって、

0

認識

0

変化に対応できないことから、

妥当ではないといえよう。

統計的

通常事例の

メルクマールを検討。

その

国

会

上

考慮してよいことになる)、

六 結 語

本 刑を軽っ 稿 は、 くする事 F イツの 判 情 0 例 不存 上の 量刑 在は刑を重くするものと評価 原 則 すなわち、 刑を重くする事情の不存在は刑を軽くするものと評価してはなら してはならない との 原則をめぐる議論を通じて、 定の 事

することができるようになり、 比 情 b ル 較することによる量刑が必要となる。 ように広い 致 あまりにかけ離れた量刑実務は是正する必要があるが、 寸 犯 0 ルの捉え方、 クマールに該当するか否かとの角度から、 罪行為と行為者の 量刑上の評 は な わち、 尊重 しなけ 形 法定刑が規定されている場合には、 このメルクマー 価 而上学的な意味での正当な刑罰や責任相当刑はほとんど認識不可能である。 方向について検討したものである。 扎 ばならないであろう。 全体像の 印象からの量刑 類似 ルに該当するか否 0 事例 このような量刑によって、 に類 個 々の量刑についても立法者の評価を基準とすることは、 似 は実際的ではなく、 そのような評価を探すことが かの 定の事情について独立した評価を下す必要が生じる。 した量刑をすることができるようになるといえよう。 基本的な方向として、 判 断 基準は統計的通常事 そのような事情 上訴審は比較事例に照らして原審の 定の X がな 次のように考えた。 ル クマ 困難であり、 例に求められる。 13 限 i ル 1) の存否にしたが 裁判官の また、 もちろん、 間 犯 主 とくに、 観 罪に対す 社会的 このメルクマ 물 -) 的 刑を再検討 量 他 刑 る社会 認識 事例 わ 評 この が 価

という方法が妥当なように思われる。

な、 大きな問題なのである。 価できるか否かの答えは得られない。すなわち、 もちろん、 その構 E成要件の本質となっている事情はこのメルクマールとはできないであろう。 (1) 以上に述べたことは基本的な考え方にとどまるのであって、ここから直ちに具体的な事情を量 第一に、二重評価禁止の原則からして、 比較の基準となるメルクマールをどのようにして設定すべきか 構成要件を充足するすべての行為にあてはまるよう 立法者を構成要件定立へと導 刑 上重く

た事情以外の事情によって裁判官は量刑すべきなのである。

得るのではないだろうか。 行為者が特に良い経済状態であっ され、 慮し得るとされる。 法定主義は量刑においては、 量刑上の重大問題であり、 益 第二に、そのメルクマールは行為責任に関係するものでなければならない ただきたい 傷害罪でピアニストの指を傷害したことは二次的法益侵害として、殺人罪での被害者の遺族への 量刑事情は有責の前提として、 さらに、 また、名誉棄損罪で被害者が職業を変えなければならなくなったことは法益侵害の徴表として考 この量刑上の重要問題について本稿で検討する余裕はなかった。 ドイツにおいても様々な見解が主張されている。 予防の観点からは、 犯罪構成要件に記述され、 たのに財産犯を犯したという事情は、 まず、違法すなわち法益侵害に関する事情でなければならないとされた。 非構成要件事実も考慮し得る場合があるとされる。 行為者が実行した有責な行為を対象とすることを要請 責任のみに関係する事情だが、 わが かが問題となる。 玉 においても、 なお、 これは、 今後の課題とさせ 田 しかし、例えば、 影響等は反射的 助 量刑上考慮し 教授 周 知 0) すると ように 刑

量刑 指針 は 基準とするメルクマールの数をどの程度にするかが問題となる。 特別 0) 犯罪に固 有の またはすべての犯罪に共通の行為の特徴に関するいくつかの アメリカ合衆国 0 連邦刑 メルクマ 事 犯 ルと被告人

てその量刑の対象としての適確性を上訴審が判断するのが望ましいように思われる。

ように、 関 ような量刑指針による量刑はアメリカ合衆国では欠点を埋め合わせて余り有るといえよう。他方、(6) クマー するとすれば、 権を認めて、 の諸特徴をインプットして刑罰を求めるという方法が必要になろう。 過去に受けた刑罰の種類と回数による量刑を基本とし、そのような量刑から外れる場合にも原則として一定の 連する裁量 刑罰を科すことにもなり、 ルの 刑罰・構成要件・行為の特徴・行為者の特徴等をコンピュータにインプットしておいて、 存否による。 その上で、それを上訴審がコントロールする方法が現実的なのであり、 権行使の不平等性等の問題は、(5) このメルクマールの数を多くしなければならないが、これを突き進めるならば、 このような量刑においては、異なった事例について少ないメルクマールを基準として、 個別的正義はかなり後退せざるを得ない。しかし、社会復帰思想の後退、また、それと 量刑の公平を要請するのである。 しかし、 現段階では、 シュトレングの指摘するように、 61 くつかのメルクマールについ 裁判官にある程 口 裁判官が当該 IJ 個別的正義を重視 ンスキーの メル 同様 事 例

- 1 ときに刑を重くできないことがあるとすれば、 う別の理由によることになろう。 文に述べたような理由によるので、 拙 量刑における二重評価の禁止」 犯行が通常の形態か否かということとは直接関係するものではない。 神奈川法学二六卷一号 それは基準とされた通常事例と全く重なるために、その基準より重くできないとい (平成二年一二月) 一三五頁以下参照 なお、二重 犯行が通常の形態である 評価
- 2 井田良 「量刑事情の範囲とその帰責原理に関する基礎的考察 法学研究五六卷 一 号 (昭和五八年)
- $\widehat{3}$ 田 ・前掲論文 Hi. 法学研究五六卷三 号 (昭和五八年) 七一頁、 八四頁以下、 七五頁、 九一頁、
- アメリカ合衆国の連邦の量刑 頁以下、 清水隆雄 「新量刑指針は合憲」ジュリスト九三一号(平成元年)九四頁、 指針については、 篠塚一 彦「合衆国連邦量刑ガイドライン」 鈴木義男・岡上雅美「アメリカ合衆国量刑 上智法学論集三二 卷 昭 和六三年)一

委員会制度とその合憲性」ジュリスト九八六号(平成三年)六四頁以下等。

- <u>5</u> 中村秀次「刑の量定―アメリカを中心とした量刑改革概観」熊本法学六〇号(平成元年)六六頁以下。
- (6) Streng, Strafzumessung und relative Gerechtigkeit, a. a. O., S. 313ff.
- (~) Rolinski, Die Pragnantztendenz im Strafurteil, a. a. O., S. 308, S. 310.